

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改訂なし	}
理事		改訂なし	
理事(非常勤)		改訂なし	
監事		改訂なし	
監事(非常勤)		改訂なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,442	千円 13,596	千円 4,846	千円 0 ()			
A理事	千円 13,615	千円 10,020	千円 3,571	千円 24 (通勤手当)			
B理事	千円 13,724	千円 10,020	千円 3,571	千円 132 (通勤手当)			
C理事	千円 13,591	千円 10,020	千円 3,571	千円 0 ()			
D理事	千円 12,074	千円 8,592	千円 3,062	千円 420 (単身赴任手当)		3月31日	◇

E理事	千円 1,678	千円 1,670	千円 0	千円 8 (通勤手当)	2月1日	
F理事 (非常勤)	千円 3,600	千円 3,600	千円 0	千円 0 ()		
A監事 (非常勤)	千円 11,732	千円 8,592	千円 3,062	千円 78 (通勤手当)	3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()		

注1: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在籍する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 3,381	年 月 3 0	H23.3.31	0.9	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度について総合的に勘案した。	※
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1: 「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2: 幹事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第二期中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与(昇格, 昇給及び勤勉手当)は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(昇給特定職員については3号給)を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成23年4月1日から以下のとおり改正を行った。

(給与制度の見直しに伴う一部改正)

- ・学内組織の改組及び事務組織の再編に伴い、本給の調整額の支給対象の見直しを行ったことによる改正。
 - ・医師等の処遇改善を目的とし、医歯学総合病院に勤務する非常勤医師等の給与額の改定(医師免許取得後10年目以降の医員について、契約職員1,000円、パートタイム職員100円の増額。)を行ったことによる改正。
 - ・特任教員等の退職手当に係る取扱の見直し。
(諸手当の整備等に伴う一部改正)
 - ・教育学部附属学校に勤務する教員に対し、教員特殊業務手当の支給条件の拡充(入学試験における受験生の監督、採点又は可否の判定業務に入学者選抜試験の問題作成業務を加えた。)を行ったことによる改正。
 - ・医歯学総合病院に勤務する職員に対し、総括医長等業務手当を新設したことによる改正。
- 医科系の診療科の総括医長 10,000円
 歯科系の診療科の外来医長又は病棟医長 5,000円
 歯科系の診療科の病棟医長, 副診療室長又は副室長 5,000円
 中央診療施設等の副部長 10,000円

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 2242	歳 42.9	千円 6,331	千円 4,739	千円 55	千円 1,592
事務・技術	人 449	歳 42.0	千円 5,220	千円 3,951	千円 84	千円 1,269
教育職種 (大学教員)	人 986	歳 49.1	千円 8,148	千円 6,034	千円 45	千円 2,114
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 605	歳 34.6	千円 4,469	千円 3,401	千円 42	千円 1,068
技能・労務職種	人 6	歳 53.0	千円 4,677	千円 3,527	千円 96	千円 1,150
教育職種 (附属特別養護学校教員)	人 22	歳 38.2	千円 6,560	千円 5,002	千円 69	千円 1,558
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 61	歳 41.1	千円 6,641	千円 5,049	千円 73	千円 1,592
医療職種 (病院医療技術職員)	人 108	歳 38.2	千円 4,696	千円 3,551	千円 73	千円 1,145
その他の医療職種 (医療技術職員)	人 2	歳 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※
その他の医療職種 (看護師)	人 3	歳 48.8	千円 5,424	千円 4,069	千円 128	千円 1,355

注:1 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注:2 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注:3 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手及び用務員等をいう。

注:4 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

注:5 その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

再任用職員	人 15	歳 62.6	千円 3,128	千円 2,676	千円 92	千円 452
事務・技術	人 13	歳 62.5	千円 3,156	千円 2,700	千円 94	千円 456
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種 (病院看護師)	人 2	歳 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※

注: その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	44	40.3	3,685	2,803	82	882
事務・技術	17	46.7	3,235	2,444	86	791
教育職種 (大学教員)	5	36.7	5,237	3,997	67	1,240
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	5	56.3	4,093	3,079	111	1,014
医療職種 (病院医療技術職員)	17	30.2	3,558	2,730	73	828

注:「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

〔年俸制適用者〕

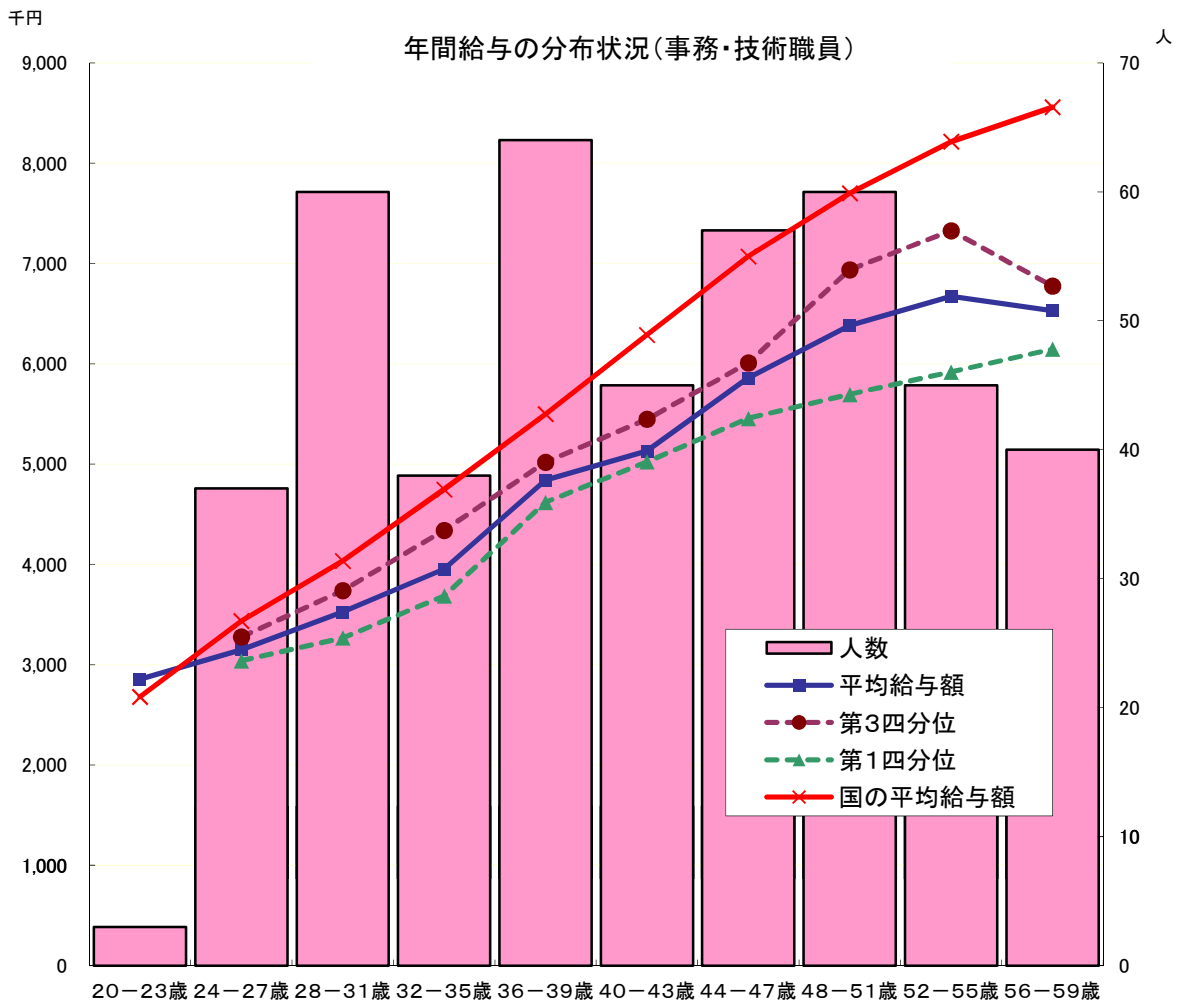
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	65	41.3	6,068	6,068	38	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特任教員等	65	41.3	6,068	6,068	38	0

注:1 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:2 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注:3 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

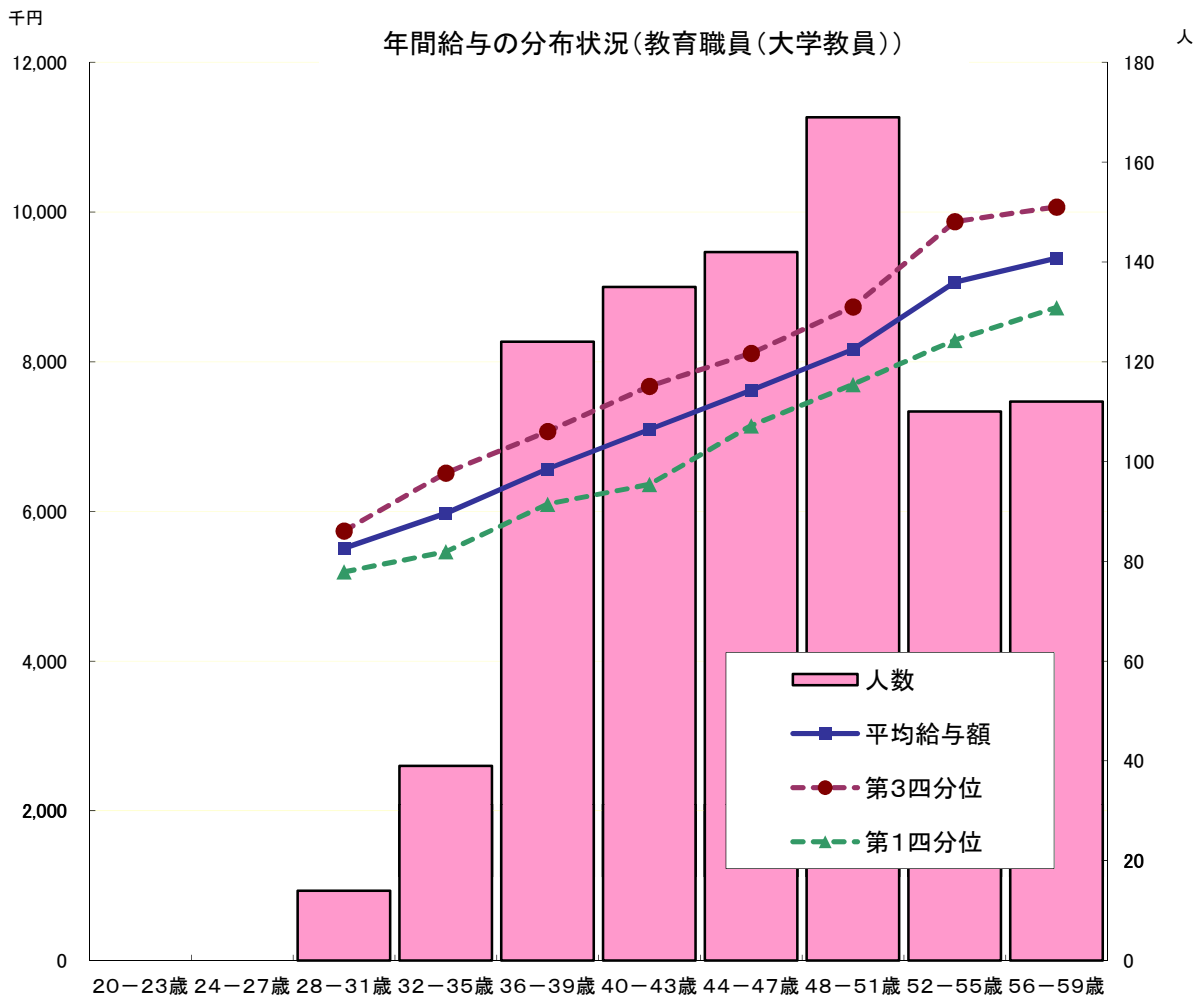
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

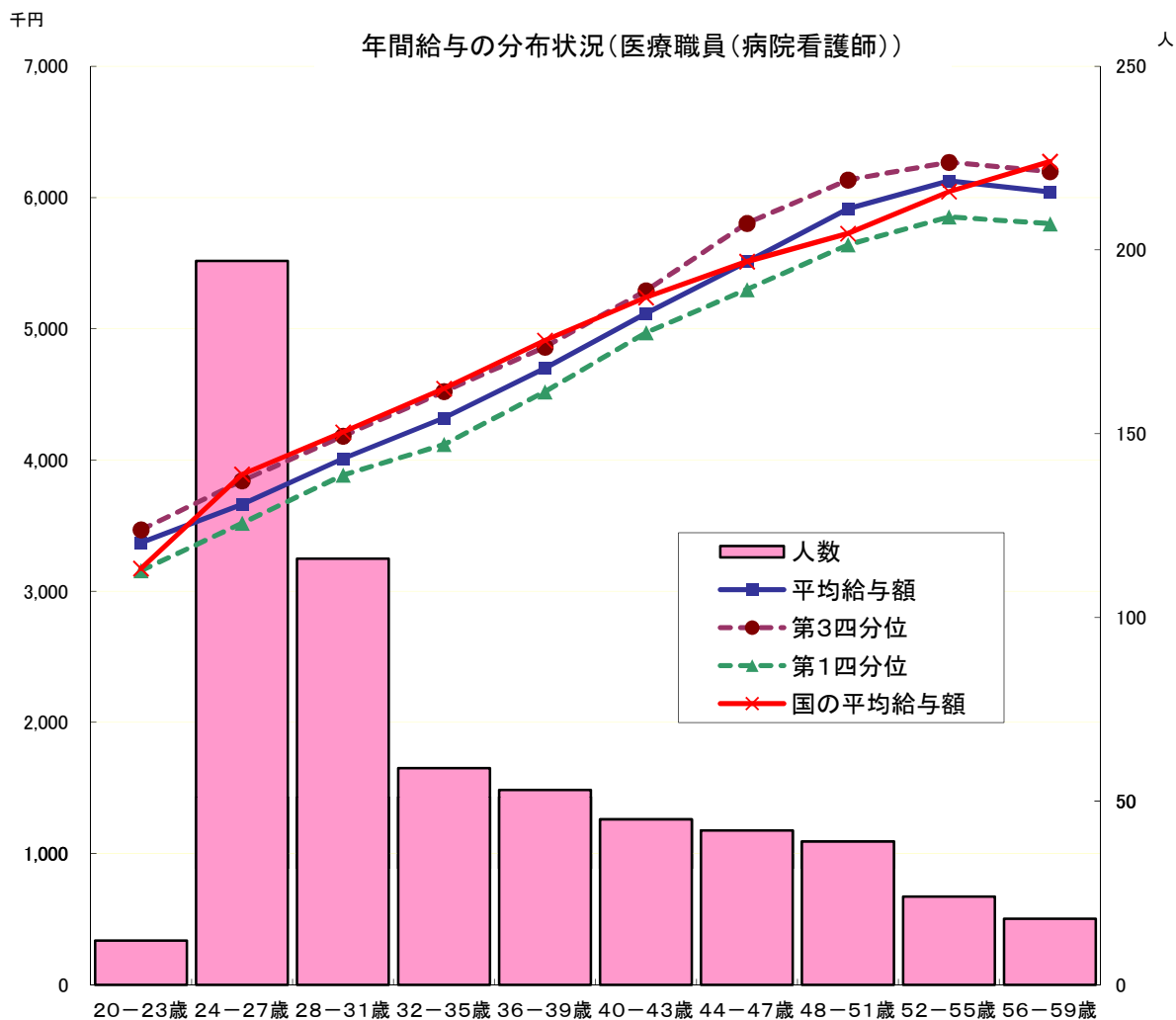
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	7	54.8	7,542	9,051	10,902		
課長	28	52.5	7,162	7,562	7,732		
副課長	41	51.2	6,459	6,686	6,998		
係長	174	46.5	5,115	5,549	5,918		
主任	72	40.8	4,340	4,841	5,399		
係員	127	30.4	3,171	3,484	3,726		



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
教授	348	56.8	9,132	千円	9,751	千円	10,180
准教授	348	46.5	7,384	千円	7,788	千円	8,214
講師	74	46.8	7,058	千円	7,401	千円	7,948
助教	207	41.6	5,927	千円	6,222	千円	6,559
助手	8	43.5	5,402	千円	5,732	千円	5,957
教務職員	1	—	—	千円	—	千円	—

注: 教務職員の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—
副看護部長	4	52.0	—	6,934	—
看護師長	31	49.7	5,898	6,088	6,324
副看護師長	76	45.8	5,290	5,517	5,826
看護師	492	31.7	3,630	4,123	4,406
准看護師	1	—	—	—	—

注:1 看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注:2 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般係員	主任 一般係員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	449 人	64 人 (14.3%)	75 人 (16.7%)	212 人 (47.2%)	60 人 (13.4%)	25 人 (5.6%)	10 人 (2.2%)
年齢(最高 ～最低)		41～20 歳	53～27 歳	59～35 歳	59～46 歳	59～39 歳	59～44 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,805～1,692 千円	3,911～2,376 千円	4,824～3,309 千円	5,667～4,034 千円	6,464～4,691 千円	7,110～5,668 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,749～2,241 千円	5,183～3,167 千円	6,420～4,071 千円	7,459～5,425 千円	8,334～6,412 千円	9,312～7,416 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		3 人 (0.7%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		54～50 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,577～7,344 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		11,353～9,786 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	986 人	1 人 (0.1%)	215 人 (21.8%)	75 人 (7.6%)	347 人 (35.2%)	348 人 (35.3%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	63～28 歳	64～29 歳	64～32 歳	64～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	5,550～3,735 千円	6,535～3,941 千円	7,664～3,828 千円	9,074～5,501 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	7,473～4,966 千円	8,753～5,267 千円	10,159～5,166 千円	12,498～7,445 千円

注：1級の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高～最低)以下の欄については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	605 人	1 人 (0.2%)	492 人 (81.3%)	76 人 (12.6%)	31 人 (5.1%)	4 人 (0.7%)	1 人 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23 歳	59～32 歳	56～43 歳	56～49 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	4,739～2,371 千円	4,739～3,239 千円	4,961～4,024 千円	5,577～4,511 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	6,323～3,144 千円	6,290～4,274 千円	6,600～5,409 千円	7,360～6,183 千円	～ 千円

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)		0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円

注: 1級及び6級の該当者はそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢(最高～最低)以下の欄については記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(教育職員(事務・技術職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 65.8	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 34.2	% 35.3
	最高～最低	% (49.0～32.7)	% (46.1～30.6)	% (47.2～31.8)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% (38.8～30.8)	% (46.2～30.2)	% (40.8～31.1)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 63.1	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 36.9	% 38.0
	最高～最低	% (49.6～34.3)	% (46.6～31.7)	% (47.8～33.0)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.7	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.3	% 34.5
	最高～最低	% (45.6～32.3)	% (63.5～30.8)	% (45.1～32.1)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.2	% 63.7	% 62.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.8	% 36.3	% 38.0
	最高～最低	% (46.1～35.5)	% (42.7～32.4)	% (44.3～35.2)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 66.4	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 33.6	% 34.7
	最高～最低	% (38.8～33.6)	% (36.0～30.8)	% (37.3～32.2)

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

83.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

95.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

93.2

(教育職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

96.7

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	对国家公務員 83.3
	参考 地域勘案 90.9 学歴勘案 84.1 地域・学歴勘案 91.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に勤めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.7% (国からの財政支出額 19,211,319千円、支出予算の総額 53,824,617千円：平成23年度予算) 【検証結果】对国家公務員(行政職(一))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行って行きたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.7	
	参考	地域勘案 98.9 学歴勘案 94.8 地域・学歴勘案 99.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に勤めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.7% (国からの財政支出額 19,211,319千円、支出予算の総額 53,824,617千円:平成23年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(医療職(三))指数については100以下となっており、国からの財政支出額が100億円以上であるが累積欠損はなく、給与水準は適正なものとなっている。	
講ずる措置	今後も適切な給与水準となるよう管理を行って行きたい。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.7

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支 給総額 (A)	16,018,316	15,889,225	129,091	(0.8)	129,091	(0.8)
退職手当支給額 (B)	1,603,936	1,814,720	△ 210,784	(△ 11.6)	△ 210,784	(△ 11.6)
非常勤役員等 給与 (C)	5,355,976	5,205,455	150,521	(2.9)	150,521	(2.9)
福利厚生費 (D)	2,711,257	2,550,704	160,553	(6.3)	160,553	(6.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	25,689,485	25,460,104	229,381	(0.9)	229,381	(0.9)

総人件費について参考となる事項

1 比較増△減額について

- ① 給与、報酬等支給総額(A)の増△減額の要因(対平成22年度比 129,091千円)
 - ・教員に係る欠員充足に伴う、支給人数の増
- ② 退職手当支給額(B)の増△減額の要因(対平成22年度比 △210,784千円)
 - ・支給人数の減
- ③ 非常勤役員等給与(C)の増△減額の要因(対平成22年度比 150,521千円)
 - ・看護職員の増 ・特任教員の増 ・外部資金による雇用の増
- ④ 福利厚生費(D)の増△減額の要因(対平成22年度比 160,553千円)
 - ・法定福利費の保険料率の増 ・常勤職員及び非常勤職員増に伴う法定福利費の増

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

- ① 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 - ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに、教員補充については、その必要性、採用時期等を慎重に検討し、人件費の削減を図った。
 - ・事務系職員にあっては、平成18年度から平成22年度までの5年間で計画的に事務の外注化をすすめる「事務の外注化実施計画」を策定し、平成22年度には、この計画に基づき7人の外注化を実施した。
- ② 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針を平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図る。さらに、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ③ ①及び②の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考ええる。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬 等支給総 額(千円)	19,117,735	17,840,372	17,352,396	16,905,605	16,362,345	15,889,225	16,018,316
人件費削 減率(%)		△6.7%	△9.2%	△11.6%	△14.4%	△16.9%	△16.2%
人件費削 減率(補正 値)(%)		△6.7%	△9.9%	△12.3%	△12.7%	△13.7%	△12.8%

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注3: (上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では△12.8%という数値であるが、人勸部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、△13.0%という数値となる。

3 その他

本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の給与減額措置を講ずることとした。

- ・役員 平成24年4月実施
- ・職員 平成24年6月から実施